

改正	昭和四八年 六月三〇日条例第三六号	昭和四九年 三月二八日条例第五号
	平成 四年 三月三〇日条例第一四号	平成一五年 三月一八日条例第一一号
	平成一五年 三月一八日条例第一四号	平成二〇年一〇月一四日条例第四九号
	平成二三年 三月一八日条例第一六号	

埼玉県立自然公園条例をここに公布する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 指定、公園計画、公園事業及び費用（第四条—第十一条）
- 第三章 保護及び利用（第十二条—第十八条）
- 第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十九条—第三十条）
- 第五章 雑則（第三十一条—第三十四条）
- 第六章 罰則（第三十五条—第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 埼玉県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。以下同じ。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 埼玉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 この条例の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と産業開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 指定、公園計画、公園事業及び費用

全部改正〔平成二三年条例一六号〕

（指定）

第四条 自然公園は、知事が関係市町村及び埼玉県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を県報で告示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

一部改正〔昭和四八年条例三六号・平成一五年一一号〕

（指定の解除及び区域の変更）

第五条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
一部改正〔平成一五年条例一四号〕

(公園計画の決定)

第六条 公園計画は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を県報で告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

(公園計画の廃止及び変更)

第七条 知事は、公園計画を廃止し又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

- 3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(公園事業の執行)

第八条 公園事業は、県が執行する。

- 2 国、他の地方公共団体及びその他規則で定める公共団体（次項及び第六項並びに第八条の三第一項において「国等」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

- 3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

- 4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この項及び次項において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

- 9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

一部改正〔平成二三年条例一六号〕

(改善命令)

第八条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善する

ために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(承継)

第八条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(公園事業の休廃止)

第八条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(認可の失効及び取消し等)

第八条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第八条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(原状回復命令等)

第八条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(報告徴収及び立入検査)

第八条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員をして、その公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(委任)

第八条の八 第八条から前条までに定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二三年条例一六号〕

(公園事業の執行に要する費用)

第九条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(補助)

第十条 県は、予算の範囲内において、公園事業を執行する者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第十一条 前二条の規定は公園事業のうち国の機関の行う事業、道路法（昭和二十七年法律第百八号）による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

追加〔昭和四九年条例五号〕、一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

第三章 保護及び利用

(特別地域)

第十二条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 木竹を損傷すること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

八 水面を埋め立て、又は干拓すること。

九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十一 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十三 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十五 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十六 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち、知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- 5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次の各号に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 第十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成四年一四号・一五年一四号・二三年一六号〕

（条件）

第十三条 前条第三項の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

（普通地域）

第十四条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 第十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

四 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成一五年一四号〕

(中止命令等)

第十五条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第三項の規定、第十三条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第三項の規定による許可を受けた者又は第十四条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、第十二条第三項、第十四条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十二条第三項各号、若しくは第十四条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地又は建物の所有者若しくは占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

(集団施設地区)

第十七条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。

- 2 第四条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成一五年条例一四号〕

(利用のための規制)

第十八条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の締結等)

第十九条 県若しくは市町村又は第二十五条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十六条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のために必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定された

ことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
 - 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 風景地保護協定の有効期間
 - 五 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定の締結については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- 4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の縦覧等)

第二十条 県若しくは市町村が風景地保護協定を締結しようとするとき、又は知事が前条第五項の規定による認可の申請を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県、市町村又は知事に意見書を提出することができる。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の認可)

第二十一条 知事は、第十九条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容が、第十九条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の公告等)

第二十二条 県若しくは市町村が風景地保護協定を締結したとき、又は知事が前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の変更)

第二十三条 第十九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(風景地保護協定の効力)

第二十四条 第二十二条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(公園管理団体の指定)

第二十五条 知事は自然公園について、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第

二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を県報で告示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を県報で告示しなければならない。

追加〔平成一五年条例一四号〕、一部改正〔平成二〇年条例四九号〕

(業務)

第二十六条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動
- 二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理
- 三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料の収集及び提供
- 四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する必要な助言及び指導
- 五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

追加〔平成一五年条例一四号〕

(連携)

第二十七条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(改善命令)

第二十八条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(指定の取消し等)

第二十九条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県報で告示しなければならない。

追加〔平成一五年条例一四号〕

(情報の提供等)

第三十条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

追加〔平成一五年条例一四号〕

第五章 雑則

一部改正〔平成一五年条例一四号〕

(財政上の措置)

第三十一条 県は、自然公園の保護及び利用のための施策に必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

追加〔昭和四九年条例五号〕、一部改正〔平成一五年条例一四号〕

(土地の買入れ)

第三十二条 県は、自然の風景地を保護するために特に必要があると認めるときは、自然公園の区域内の土地を買い入れるように努めるものとする。

追加〔昭和四九年条例五号〕、一部改正〔平成一五年条例一四号〕

(実地調査)

第三十三条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることが

できる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、その職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成一五年一四号・二三年一六号〕

（損失の補償）

第三十四条 県は、第十二条第三項の許可を得ることができないため、第十三条の規定により許可に条件を付されたため又は第十四条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に関し前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

追加〔昭和四九年条例五号〕、一部改正〔平成一五年条例一四号・二三年一六号〕

第六章 罰則

一部改正〔平成一五年条例一四号〕

第三十五条 第八条の六又は第十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成四年一四号・一五年一四号・二三年一六号〕

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者
- 三 第十二条第三項の規定に違反した者
- 四 第十三条の規定により許可に付された条件に違反した者

追加〔平成二三年条例一六号〕

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の二の規定による命令に違反した者
- 二 第十四条第二項の規定による処分に違反した者
- 三 第二十八条の規定による命令に違反した者

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成四年一四号・一五年一四号・二三年一六号〕

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第十四条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十四条第五項の規定に違反した者
- 四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十六条第五項の規定に違反して、同条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第十八条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 七 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十八条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 八 第三十三条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の

行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成四年一四号・一五年一四号・二三年一六号〕

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔昭和四九年条例五号・平成一五年一四号・二三年一六号〕

第四十条 第八条第九項、第八条の四又は第八条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）は五万円以下の過料に処する。

追加〔平成二三年条例一六号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（旧条例の廃止）

2 埼玉県立自然公園条例（昭和二十五年埼玉県条例第五十四号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3 この条例の施行の際現に旧条例第二条の規定により指定されている県立自然公園は、この条例による自然公園とみなし、その区域は、この条例による自然公園の区域とみなす。

附 則（昭和四十八年六月三十日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十八日条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の埼玉県立自然公園条例第十三条第一項の規定による届出を要しなかつた行為でこの条例による改正後の同項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の同条第十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に改正前の埼玉県立自然公園条例第十三条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の同条例第十三条第五項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月三十日条例第十四号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第十一号抄）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第十四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月十四日条例第四十九号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県立自然公園条例（次項において「新条例」という。）第八条第九項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 新条例第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。